

【別添 2】

誓約書

私は、貴団体への事業者認定の申請等に伴い、下記事項について誓約します。

1. 関係法令等に関し、次の①から⑤までの事実はありません。

- ① 現在、行政機関から、実施要領別表第1に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正な行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている。
(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)
- ② 経営者等（個人にあってはその者、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下、「経営者等」という。）が、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び宮崎県立自然公園条例（昭和36年条例第12号）違反の容疑により公訴を提起された日から1年を経過していない。（代表若しくは役員となっている別事業者を含む。）
- ③ 代表経営者等（個人にあってはその者、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。））が、森林施業に関して森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例を除く法令等の規定により拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から1年を経過していない。（代表若しくは役員となっている別事業者を含む。）
- ④ 経営者等が、当該事業者認定に関して、貴団体から認定の取り消しを受けた日から1年を経過していない。（代表若しくは役員となっている別事業者を含む。）
- ⑤ 経営者等が、当該事業者認定に関して、貴団体から認定の停止を受けている。（代表若しくは役員となっている別事業者を含む。）

2. 経営者等が、次の①から③までのいずれにも該当するものではありません。
また、事業運営に対し、次の①から③までのいずれの関与もありません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

3. 今後、認定期間が終了するまでに上記 1、2 に該当するに至った場合については、遅滞なく貴団体に報告します。

4. 私は、上記 1、2 の各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この誓約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催促なしに認定が取消され又は取引が停止され又は取消を公に公表されても一切の異議を申し立てず、貴団体に対して一切の損害賠償ないし補償を請求しないとともに、これらの損害が生じた場合は、その一切について私又は自社の責任と負担で対応することを誓約します。

令和 年 月 日

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

